



外国人のためのお知らせ



「新しい在留管理制度」について

●2012年 7月9日から 新しい在留管理制度が はじまります。

- 1 「在留カード」が できます。
- 2 在留期間が 長い人は 5年になります。
- 3 再入国制度が 変わります。
- 4 外国人登録制度が なくなります。



質問は 外国人在留総合インフォメーションセンター (月～金 8:30-17:15)
0570-013904 に聞いてください。
(IP・PHS・海外からは 03-5796-7112 にかけてください。)

◎住民基本台帳法における 転出届・転入届については、住んでいる 市区町村に聞いてください。

「川崎市国際交流センターの外国人相談」について

●何か 聞きたいことや、困ったことは ありませんか? (無料)

- ・相談時間 (午前10時から12時 午後1時から4時)
- ・面談 または 電話 044-435-7000

・川崎区役所 無料外国人相談 (面談)

げん ことば	よう び
英 語	月曜日から土曜日
ポルトガル 語	火曜日・金曜日
韓国・朝鮮 語	火曜日・木曜日
中 国 語	火曜日・水曜日・金曜日
ス ペ イ ン 語	火曜日・水曜日
タガログ 語	火曜日・水曜日

げん ことば	よう び	じ かん
英 語	第1、第3木曜日	午後2時から 4時半
中 国 語	第1、第3火曜日	午後2時から 4時半
タガログ 語	第1、第3火曜日	午前9時半から 12時

・麻生区役所 無料外国人相談 (面談)

げん ことば	よう び	じ かん
英 語	第1、第3木曜日	午前9時半から 12時
中 国 語	第1、第3火曜日	午前9時半から 12時
タガログ 語	第1、第3水曜日	午後2時から 4時半

行政書士による無料相談会(日本語) (通訳は予約が必要です。)

場 所: 国際交流センター2階 協会会議室
日 時: 7月1日、その他の月は毎月第3日曜日 (午後2時から4時)

編集後記

新しい季節を迎える中、東日本大震災から一年が経ちました。今もなお続く余震と新たな地震発生で、日頃からの災害対応の大切さを考えさせられています。地域に住む外国人の方々と「特集多文化シンポジウム」をテーマに、お話をしたいかがでしょうか。
(編集ボランティア 伊東 都)

SIGNAL に対するご意見・ご感想がございましたら、ぜひ、FAXやE-mailでお聞かせください。(FAX: 044-435-7010 E-mail: kiankawasaki@kian.or.jp)



発行 川崎市国際交流センター

印刷・製本 八幡印刷株式会社

〒211-0033 川崎市中原区木月祇園町2番2号

TEL 044-435-7000 FAX 044-435-7010 http://www.kian.or.jp/kic/

〒141-0031 東京都品川区西五反田2-9-7-403 TEL 03-3493-4381 FAX 03-3493-4382

・本誌記事の転載等については必ずご連絡ください。